



日本共産党北区議員
さがらとしこ
区政レポート

2013.9.24 No. 1165

ご相談はお気軽に
TEL とも 3905-0970
FAX さがらとしこ事務所
赤羽北3-23-17
(バス停「赤羽北3丁目」、メガシティ近く)
日本共産党議員団
区役所内 3908-7144
<http://www.kitanet.ne.jp/kyoukita/>

絶対中止!
消費税大増税

9.27 消費増税ストップ!! 国民集会



9月27日(金) 署名を国会に届けます。

「旧北園小跡地の特養ホーム(平成29年・2017年)を浮間さくら荘の移転先とする」

● 9月13日(金)の健康福祉委員会で、北区の方針が報告されました。
 <区の説明の要旨> ■ 区立特養ホーム 浮間さくら荘は、昭和63年に区立オ1号の特養として建設された。■ 老朽化がすすみ、中期計画では大規模改修をする予定であった。■ しかし、エレベーターの増設と交換が必要となったことから、躯体工事が必要と判明。■ となると、新設と同じように、ユニット型(個室)での整備が求められた。■ 同地での整備となれば47人ほどのベットの確保できなくなることから、北園小跡地の特養を移転先とした。

日本共産党は、8/29におこなわれた住民説明会での意見や要望をあらためて紹介しながら、区の姿勢を質しました。



ガケ地 面積は約2000㎡となる。コンクリート。校地は約150㎡の約1/5程度。

● 跡地には、特養ホーム(160床)と認可保育園(100名規模)と社会福祉法人が建設・運営とともに、区立シルバーピアがつけられる計画です。

- ① 今後の整備計画の具体化にあたり、住民参加による協議の場を、北区の責任において、つくること。(住民、法人、北区の協議の場)
- ② 旧北園小では、10年間にわたって、住民の手で、多彩な文化、スポーツ活動や、防災拠点などとして、大きな役割を果たしてきた。地域の交流の場も。
- ③ さくら荘の移転によって、浮間地域に介護の空白はつくりたくない。以上、大きく3点を確認しました。

東京都議会・本会議
そねはじめ都議
代表質問
9月25日(水)
ご5時20分
6時37分
となります。
● 傍聴にお出かけ下さい。

<今後の予定など>
 ... 遺跡の試掘調査は、8月中におこなわれ、
 ① 本格調査はしない。② 田畑だったことから、土壌汚染の調査はおこなわないこととした。
 ガケ線(校地部分)の調査を行い、結果を住民に報告したい。<以上、住宅課>
 建設・運営(特養と保育所)法人の審査は10月。
 2017年(平成29年)4月、区立シルバーピアとともに開設予定。

赤羽台団地に関しては、 2つのことが報告されました。

建設委員会資料
平成25年9月13日
まちづくり部まちづくり推進課

① 赤羽台周辺地区地区計画の都市計画決定手続きについて

1 要 旨

赤羽台団地の建替事業については、都市再生機構による第Ⅰ期事業地の建替え、商業施設、広場の整備が完了し、現在第Ⅱ期事業地内の建物解体工事及び第Ⅲ期事業地内の埋蔵文化財の発掘調査が進められている。

区では、赤羽台団地東工区への教育・文化拠点としての大学の誘致や、西工区への都市計画公園の整備計画など、赤羽台団地全体の課題について、都市再生機構と協議を重ね、平成25年6月、赤羽台地区のまちづくりに関する基本協定を取りかわした。今回、赤羽台団地のまちづくりを進めるうえで必要な地区計画検討案がまとまったので、都市計画法等に基づく手続きを行う。

なお、上記の 절차にあわせ、当該地域の用途地域の変更について、東京都と協議を進めている。

地区概要：赤羽台一丁目及び赤羽台二丁目各地内

地区面積：約 25.9ha

制限内容：用途の制限

高さの制限

壁面の制限

形態意匠の制限

垣さくの制限 他

※「周辺地区」と表わされるように、これまでの「赤羽台団地」の様子が大きく変わる変更が示されています。
※特に、赤羽台東小のあと、そして、保育園が移設・改築されたあとの土地利用がどうなるのか。※小学校の建替えのときの代替地は？

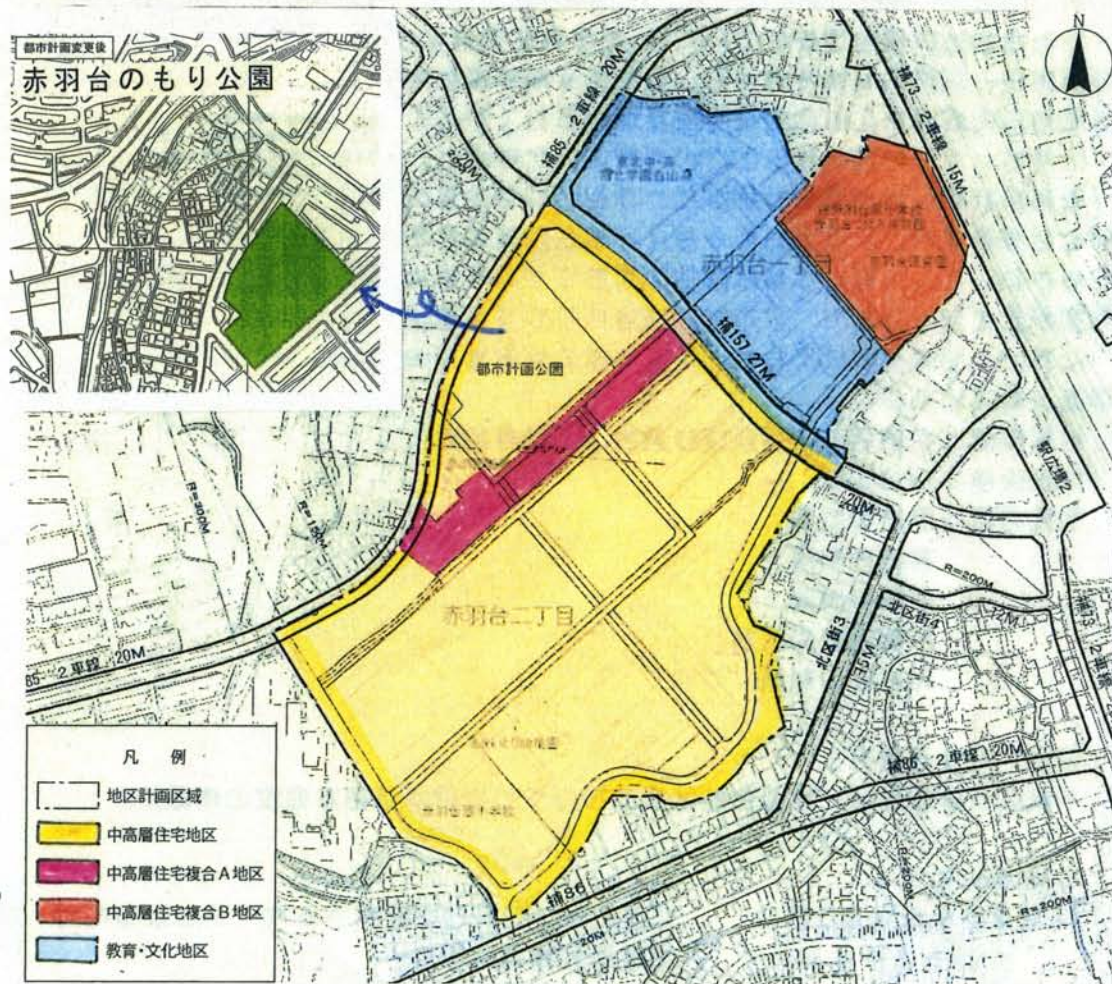
2 現 況(経過)

平成25年6月 赤羽台地区のまちづくりに関する基本協定の締結
(※大きく、5点の内容の概略が報告されました。)

3 今後の予定

平成25年9月20日	北区ニュース及び北区ホームページによる周知
10月3日	都市計画原案説明会
10月1日～15日	都市計画原案の縦覧(16条)
10月1日～22日	都市計画原案の意見書の提出
11月	都市計画案説明会
	都市計画案の縦覧(17条)
12月以降	北区都市計画審議会に諮問 都市計画決定告示

赤羽台周辺地区地区計画区域(案)



② (仮称)赤羽台のもり公園の新設にあたり、都市計画の変更手続き (面積は約1.5ha)

今後の予定	
平成25年11月	都市計画案説明会 都市計画案の縦覧(17条)
12月以降	北区都市計画審議会に諮問 都市計画決定告示
平成26年度以降	用地取得、工事

※ケヤキの大木など
既存の樹木を生かして。
住民参加の公園づくりが、
大切ではないでしょうか。
※遺跡の調査も進められ、
<北区教育委員会より>

2013.9.19 no.1164